

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和3年5月28日付通知書で行った保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同年6月18日付通知書で行った保護変更決定処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件各処分はいずれも違法又は不当であると主張している。

1 本件処分1について

収入充当額の算出について、事業収入60,426円に対して事業に要した経費として38,729円を認定し、そこから基礎控除額の15,600円を控除して6,097円を算出したと勘案します。

しかし、収入申告の結果、経費として否認された17,833円についても、その事業のために実際に要した必要額であるため、必要経費として当然に計上されるべきものであります。「事務次官通知第8

－ 3 －(1)ウ(イ)」にも、「その事業に必要な経費として…その実際必要額を認定すること」と記載があります。

したがって、事業収入60,426円に対して、必要経費56,562円を考慮して、実質の収入額を3,864円とし、そこから基礎控除3,864円を控除した0円が収入充当額として妥当であると考えます。

2 本件処分2について

収入充当額の算出について、事業収入25,381円に対して事業に要した経費として2,339円を認定し、そこから基礎控除額の16,000円を控除して7,042円を算出したと勘案します。

しかし、収入申告の結果、経費として否認された8,806円についても、その事業のために実際に要した必要額であるため、必要経費として当然に計上されるべきものであります。「事務次官通知第8-3-(1)ウ(イ)」にも、「その事業に必要な経費として…その実際必要額を認定すること」と記載があります。

したがって、事業収入25,381円に対して、必要経費11,145円を考慮して、実質の収入額を14,236円とし、そこから基礎控除14,236円を控除した0円が収入充当額として妥当であると考えます。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 1月27日	諮問
令和4年 3月15日	審議(第65回第1部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 生活扶助

法11条1項は、保護の種類として、同項1号に「生活扶助」を挙げており、法12条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」と定める。

(3) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定

の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(4) 収入申告義務

法 6 1 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所にその旨を届け出なければならないとしている。

(5) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8・2 は、収入の認定は月額によることとされている。

イ 農業以外の事業（自営）収入

次官通知第 8・3・(1)・ウ・(ア) は、農業以外の事業により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定することとし、同・(イ) は、その収入を得るための必要経費として、同・(4) に定める基礎控除と、店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定することとしている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 8・3・(1)・ア は、基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額に対応する次官通知第 8・3・(4)・別表「基礎控除額表」（以下「基礎控除額表」という。）の収入金額別区分に基づき認定することとし、同・イ は基礎控除の収入金額別区分は、農業以外の事業収入については、事業必要経費を控除した後の収入額によることとしている。

そして、「生活保護問答集について」（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」と

いう。) 第 8・4・(1)によれば、基礎控除は、勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図ろうとするものとされている。

さらに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日付社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 第 8・問 2 によれば、125cc 以下のオートバイ、原動機付自転車等の保有を認められた者について、事業のための利用に伴う燃料費、任意保険料等について、必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえないとしており、同なお書きにおいて、任意保険料については対人・対物賠償に係る保険料に限るものとされている。

- (6) 次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、本件の適用に関して、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件各処分についての検討

(1) 本件処分 1 について

ア 令和 3 年 5 月 28 日、処分庁は、本件申告 1 において請求人から申告のあった必要経費について、別紙 1 のとおり、それぞれについて要否を判断しているため、以下検討する。

(ア) 交通費 (別紙 1・No. 1 ないし 10) について

125cc 以下の原動機付自転車等の保有を認められた者について、事業のための利用に伴う燃料費等について、必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえないとされているところ (1・(5)・イ)、本件挙証資料 1 からは、請求人が令和 3 年 4 月 1 日、9 日、19 日、20 日、22 日、23 日、27 日の各日程において本件事業を行ったことが認められ、

当該各日程において請求人が、給油をしていることが認められる。

したがって、本件申告1で申告のあった交通費については、いずれも請求人が本件事業を行った日に費消したガソリンを補給した際に生じたガソリン代であると解されるから、当該交通費は本件事業のための利用に伴う燃料費として必要最小限度の額といえ、本件事業に要する経費として控除の対象とすべきものと認められる。

(イ) 交際費（別紙1・No. 11ないし19）について

保護は保護基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（1・(1)）、通常の生活に伴う飲食は生活扶助で賄うべきであると解される（1・(2)）、請求人が、本件事業に係る情報交換のために飲食店を利用したのだとしても、飲食店において情報交換を行わなければならない必然性はなく、飲食店で費消した飲食代についてまで、本件事業に要する経費として控除の対象とするのは妥当ではない。

(ウ) 消耗品費（別紙1・No. 20ないし26）について

プリント代（別紙1・No. 20ないし22）については、審査請求書類のコピーに要した費用であって、本件事業に要する経費としては認められない。

また、バイクカバー等の購入費用（別紙1・No. 23、25及び26）については、いずれも新たに購入することが本件事業を行うために必要とは認められず、必要であったとしても、それは勤労に伴って増加する生活需要であると解されるから、勤労に伴う必要経費として基礎控除によって賄うべき（1・(5)・イ）であって、本件事業に要する経費として控除の対象とするのは妥当ではない。

一方、事業のための利用に伴う燃料費等については、必要最小限度の額（１・(5)・イ）が必要経費として認められるところ、オイル交換費用（別紙１・No. 24）については、本件事業を令和２年１２月下旬から継続している請求人がオイル交換費用を必要経費として申告したのは令和２年１２月分についての収入申告時のみであって、以降本件申告２に至るまで４か月が経過していることから、当該期間において本件バイクの維持に要する費用として必要最小限度のものと認められるため、本件事業に要する経費として控除の対象とすべきものと認められる。

(エ) 保険料（別紙１・No. 27及び28）について

125cc以下の原動機付自転車等の保有を認められた者について、事業のための利用に伴う任意保険料等について、必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえないとされているところ（１・(5)・イ）、本件挙証資料１からは、請求人が任意保険料として28,580円及び同振込手数料として110円の計28,690円を支出したことが認められる。

まず、任意保険料28,580円（別紙１・No. 27）について検討すると、任意保険料に関し必要経費として控除することが認められるのは対人・対物賠償に係る保険料に限るものとされているところ（１・(5)・イ）、請求人が加入した任意保険の補償内容には自損事故傷害及び無保険車傷害についての補償も含まれており、本来であればそれらの補償に対応する分の保険料については必要経費として控除すべきではなかった。もっとも、当該補償に対応する部分も含めた保険料について必要経費として控除することは請求人にとって、有利な取扱いとなっており、審査庁は、審査請求人の不利益に処分を変更することはできないとされている（行政不服審査法48

条参照)ことからすれば、上記誤りをもって、本件審査請求(3総総法査第160号)における本件処分1の取消理由とすることはできないというほかはない。

次に、任意保険料の振込手数料110円(別紙1・No.28)について検討すると、当該手数料は本件事業を行うために請求人が保有するバイクについて、請求人が加入した任意保険料の振込みに要したものであるから、勤労に伴って増加する生活需要を補填するものとして基礎控除によって賄うべき(1・5・イ)であって、本件事業に要する経費として控除の対象とするのは妥当ではない。

以上のことから、本件処分1を行うに当たり、処分庁が行った必要経費の判断は任意保険料に関する判断(別紙1・No.27)を除きいずれも妥当なものであると認められ、任意保険料に関する判断の誤りについても上記のとおり、本件処分1の取消理由とすることはできない。

イ 本件処分1における保護費の算定について処分庁は、令和3年5月20日に請求人から本件申告1があったことから、同月28日、令和3年4月1日を変更年月日として、請求人の同月分の事業収入60,426円から必要経費として認めた38,729円を控除した21,697円を基にして基礎控除額表に定める基礎控除額15,600円を控除した6,097円を、請求人の同月分の収入として認定し、基準生活費76,420円から、この収入認定額6,097円を収入充当額として控除した70,323円に住宅扶助費53,700円を加算した124,023円に同月分の保護費を変更していることが認められる。

保護の補足性の原則により、就労に伴う収入やそれ以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることからすれば(1・(1))、本件処分1は、上記1の法令等の規定に則って適正に行われたものと認め

られ、また、違算もないことから、違法又は不当な点があるということはできない。

(2) 本件処分2について

ア 処分庁は、令和3年6月9日、本件申告2において請求人から申告のあった必要経費について、別紙2のとおり、それぞれについて要否を判断しているため、以下検討する。

(ア) 交通費（別紙2・No. 1ないし3）について

125cc以下の原動機付自転車等の保有を認められた者について、事業のための利用に伴う燃料費等について、必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえないとされているところ（1・(5)・イ）、本件挙証資料2からは、請求人が令和3年5月28日、29日、31日の各日程において本件事業を行ったことが認められ、当該各日程において請求人が、給油をしていることが認められる。

したがって、本件申告2で申告のあった交通費については、いずれも請求人が本件事業を行った日に費消したガソリンを補給した際に生じたガソリン代であると解されるから、当該交通費は本件事業のための利用に伴う燃料費として必要最小限度の額といえ、本件事業に要する経費として控除の対象とすべきものと認められる。

(イ) 交際費（別紙2・No. 4ないし12）について

上記(1)・(イ)と同様であって、本件事業に要する経費として控除の対象とするのは妥当ではない。

(ウ) 消耗品費（別紙2・No. 13及び14）について

靴下等の購入に要した費用であるが、購入した物品はいずれも新たに購入することが本件事業を行うために必要とは認められず、必要であったとしても、それは勤労に伴って増加する生活需要であると解されるから、勤労に伴う必要経費として基礎控除によって賄うべき（1・(5)・イ）であって、本件事

業に要する経費として控除の対象とするのは妥当ではない。

以上のことから、本件処分2を行うに当たり、処分庁が行った必要経費の判断はいずれも妥当なものであると認められる。

イ 本件処分2における保護費の算定について

令和3年6月9日に請求人から本件申告2があったことから、同月18日、令和3年5月1日を変更年月日として、請求人の同月分の事業収入25,381円から必要経費として認めた2,339円を控除した23,042円を基にして基礎控除額表に定める基礎控除額16,000円を控除した7,042円を、請求人の同月分の収入として認定し、基準生活費76,420円から、この収入認定額7,042円を収入充当額として控除した69,378円に住宅扶助費53,700円を加算した123,078円に同月分の保護費を変更していることが認められる。

保護の補足性の原則により、就労に伴う収入やそれ以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることからすれば(1・(1))、本件処分2は、上記1の法令等の規定に則って適正に行われたものと認められ、また、違算もないことから、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張し、本件各処分において否認された申告経費についても、必要経費として認めるべきであるとして、本件各処分の違法、不当を主張する。

しかし、処分庁の本件各処分における必要経費の認否の判断は、任意保険料に関する判断(別紙1・No.27)を除き、いずれも妥当なものであって、また、当該任意保険料に関する判断の誤りについても、本件処分1の取消理由とすることはできないことは上記2・(1)・ア及び同・(2)・アのとおりである。

したがって、請求人の各主張についてはいずれも理由がないから、

これをもって本件各処分取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

任意保険料に関する判断（別紙1・No.27）の誤りを除き、本件各処分にはいずれも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2（略）